

[市区型（地研無）]（回答：17カ所）

研修希望項目	回答数 (延べ)	特に具体的内容の記載された事項
検査の手技、方法、技術 研修	27	①パルスフィールド電気泳動法、RFLP 法、PCR 法、遺伝子検査関連（6件） ②細菌検査（ジフテリア、赤痢菌等）の検査関連（2件） ③新興感染症の検査 ④感染症疫学に関する最新知識。病原体検査方法等（注）
データ解析、精度管理	13	検疫病原体についての解析データと今後の動向について
その他	4	①二類感染症に該当する新興再興感染症 ②ウイルス関連（ノロ、ウェストナイル、鳥インフルエンザ、コイヘルペスなど） ③新興・再興感染症の事例 ④感染症疫学に関する最新知識

（注）感染症疫学に関する最新知識。病原体検査方法等；

- ・ SARS 等の新感染症に関する最新情報は、海外からの情報が中心であり、これらの情報を集約した感染症疫学に関する新感染症に関する最新情報研修。
- ・ ノロウイルス感染については、管内開業医から飛沫感染ではとの相談を受けたり、吐物残渣周囲にいた者の感染が疫学的に証明された事例があり、既知感染症に関する疫学的知見研修。
- ・ 赤痢菌検査は、生化学的性状を確認のうえ、血清学的に菌型を確認し、判定するものであるが、民間検査機関等で、血清学的検査を中心に判定が行われ、結果的に誤同定事例が全国で散見されたことがあり、市中での検査を含め、細菌・寄生虫検査を中心に研修を行う。

表 9-4 食品関連、具体的研修希望項目

[県型] (回答：24カ所)

研修希望項目	回答数 (延べ)	特に具体的内容の記載された事項
検査の手技、方法	16	①農薬、新しい添加物、特定保健用食品の分析 ②定量限界値の設定法 ③各種苦情への科学的、効果的な調査分析手法 ④アレルギー物質、遺伝子組み替え食品検査 ⑤異物検査、獣肉・魚肉に関する寄生虫検査 ⑥実際の食中毒菌等について、迅速な検査法の研究 ⑦食中毒菌の分離同定と疫学調査研修
データ解析、精度管理	9	①内部精度管理の手法（微生物検査の） ②GLP 関連に伴う研修
その他	7	①残留農薬等検査における例記事例 ②県内で発生したウイルス、細菌による事件について 研究機関から行政機関への助言。 ③最近の情報や技術

[政令指定都市型] (回答：4カ所)

研修希望項目	回答数 (延べ)	特に具体的内容の記載された事項
検査の手技、方法	4	①カビ、真菌類（キノコ類）の同定 ②食品中におけるノロウイルスの検出
データ解析	1	

[市区型（地研有）] (回答：5カ所)

研修希望項目	回答数 (延べ)	特に具体的内容の記載された事項
検査の手技、方法	2	①農薬の一斉分析 ②食中毒病因物質の検査手技
精度管理	1	
その他	3	①食中毒菌、食品添加物 ②有害微生物における最新の情報 ③食中毒細菌、寄生虫等、現状でよい。

表 9-4

[市区型 (地研無)] (回答 : 36カ所)

研修希望項目	回答数 (延べ)	特に具体的内容の記載された事項
検査の手技、方法	33	①残留農薬、動物用医薬品、機器分析 ②食品の前処理手法 ③細菌、化学及びウイルス等の検査の手法 ④遺伝子検査 ⑤告示法 ⑥蓄水産用合成抗菌剤の一斉分析法 ⑦動物用医薬品・飼料添加物、残留農薬分析 ⑧ノロウイルス、農薬の検査手技 ⑨ボツリヌス菌検査、残留農薬検査 ⑩DNA シーケンスの基礎理論について。多様な異物検査の手法について。 ⑪輸入食品検査、健康食品、収去の方法論 (検査が疫学的に有意であるための) ⑫食品中のアレルギー物質検査 ⑬苦情検査のノウハウ
データ解析、精度管理精度管理	17	①検査責任者・QA(Quality Assurance)の育成 ②GLP への対応
その他	4	①事件の事例検討会 ②アレルギー原因物質 ③食品添加物、食中毒細菌など ④食品衛生行政の実務に生かせるような事

表 9-5 生活衛生（環境衛生など）関連、具体的研修希望項目

[県型]（回答：12カ所）

研修希望項目	回答数 (延べ)	特に具体的内容の記載された事項
検査の手技、方法	6	①有害昆虫等の鑑定 ②重金属及び残留農薬 ③レジオネラ検査 ④水質基準項目の分析方法 ⑤衛生害虫の同定と駆除
データ解析、精度管理	4	
その他	4	①公害苦情等の処理事例 ②県内で発生したウイルス、細菌による事件について研究機関から行政機関への助言 ③河川の異常水質・魚の斃死等の原因究明方法 ④環境保全研修

[政令指定都市型]（回答：5カ所）

研修希望項目	回答数 (延べ)	特に具体的内容の記載された事項
検査の手技、方法	4	①家庭用品の検査 ②室内空気環境測定・飲料水水質検査等 ③試験・検査に関する最新の知見
データ解析、精度管理	2	

[市区型（地研有）]（回答：2カ所）

研修希望項目	回答数 (延べ)	特に具体的内容の記載された事項
検査の手技、方法	2	①レジオネラ、水質項目、化学物質

表 9-5

[市区型 (地研無)] (回答 : 18カ所)

研修希望項目	回答数 (延べ)	特に具体的内容の記載された事項
検査の手技、方法	14	①衛生害虫の鑑別 ②クリプトスポリジウムの検査 ③VOC
データ解析、精度管理	6	
その他	4	①衛生害虫、ダニアレルギー、環境ホルモン関係、衛生工学分野、身近な生活用品を活用した消毒方法 ②シックハウス ③化学物質過敏症

表 9-6 公衆衛生（疫学・生活習慣病対策など）関連、具体的研修希望項目

[回答：県型；9カ所、政令都市型；1カ所、市区型（地研有）；1カ所、市区型（地研無）；5カ所]

研修希望項目	保健所区分	回答数 (延べ)	特に具体的内容の記載された事項
疫学・データ解析	県型	5	
	政令指定都市型	1	
	市区型（地研有）	1	
	市区型（地研無）	3	
検査の手技、方法、精度管理	市区型（地研無）	2	①HIV、HCVのPCR検査手技
その他	県型	4	①県内感染症の発生動向、健康危機管理 ②最近の情報や技術 ③肥満の研究をしていると聞いたので、解かったことを聞きたい。 ④衛生教育の方法（教材の作成を含む）
	市区型（地研無）	2	①脱法ドラッグ ②情報提供

表 9-7 その他

保健所区分	事項
県型	①GC/MS、ICP/MS、HPLCなどによる分析手技 ②業務分担、移譲業務 ③食中毒・感染症の検査結果について検体数の取扱等（疫学的に考える） ④どういふことをしていて、何ができるのか知らせて欲しい。 ⑤医療機関立入検査担当者研修
市区型（地研無）	①現在地研で実施している食品監視員向けの研修はぜひ続けてほしい。 ②最新情報の提供 ③精度管理（該当項目全てに関して） ④新たに必要となった検査に対する研修

## [公衆衛生関連情報]

表 10 地研ホームページの閲覧状況

回答：110カ所

閲覧状況	保健所区分				合計
	県型	政令指定都市型	市区型 (地研有)	市区型 (地研無)	
1. よく見る。	7	3	1	12	23
2. ときどき見る。	26	6	11	30	73
3. 見たことがない。	6	0	1	2	9
4. その他	2	0	2	3	7

複数選択：2

## その他欄記載事項

[県型]①ほとんど見ない。見て役に立つものがのっていないから。②今回のアンケートに際して初めて見た。

[市区型（地研有）]①本市衛生試験所 HP なし。②1回見た。

[市区型（地研無）]①行政としては、該当する事案に関する的確な情報を入手する必要があり、項目について検索する方法によりホームページを閲覧する。これにより、県衛生研究所の情報以外に、全国の衛生研究所の情報を参考にしている。感染症関係は、地方感染症情報センターが県衛生研究所に設置されておりよく見る。②6) 地方衛生研究所ネットワークをよく見ます。

表 11 保健所ホームページにおける地研ホームページへのリンク状況

回答：109カ所

リンク状況	保健所区分				合計
	県型	政令指定都市型	市区型 (地研有)	市区型 (地研無)	
1. リンクしている。	14	4	4	13	35
2. リンクしていない。	22	5	8	30	65
3. ホームページを持っていない。	5	0	2	2	9

表 1 2-1 地方感染症情報センターの感染症情報の活用状況

回答：105カ所

保健所区分 感染症情報の 活用状況	県型	政令指定都市型	市区型 (地研有)	市区型 (地研無)	合計
1. 十分に活用している。	4	3	3	9	19
2. 活用している。	28	3	7	23	61
3. ほとんど活用していない。	8	1	4	12	25

表 1 2-2 地方感染症情報センターの感染症情報の活用具体例（回答：75カ所）

## [県型]

(回答者：所長)

- 1) 各市町、教委等へ配布、保健所ホームページで紹介。
- 2) 食中毒、感染症の届出に対して、市域の感染情報等を参考にして調査をしている。又、市民の啓発等に使用。
- 3) 知識習得のための個人的活用が主である。
- 4) 医師会や市への情報提供
- 5) 管内関係機関に配布
- 6) 県内の流行状況を確認し、必要に応じ他の保健所長と意見交換している。
- 7) 感染症の定点発生動向の週報→所内の担当部署で共有、対外的な問い合わせに応需など

(回答者：所長以外)

- 8) 学校や保育所等からの問い合わせ時に情報提供している。注意報や警報の出たものは、必要時関係機関へ予防について周知している。
- 9) 週報・月報・IDWR は下記の機関に情報還元している。  
管内市町村：11ヶ所、管内教育委員会：12ヶ所、医師会・医師会長・定点病院：4ヶ所
- 10) 各医療機関、市町村、教育委員会への情報提供。食中毒調査時に活用する。直近の感染症情報を確認して衛生教育に利用している。
- 11) 最新の感染症情報の確認。
- 12) 地元医師会への感染症発生動向の情報提供。
- 13) 性教育に活用。定点の医療機関への情報提供。
- 14) サーベイランス情報を活用している。
- 15) 当所試験検査課としては活用していないが、当所環境衛生課が管内の市町、各教育委員会、医療機関に情報を提供している。
- 16) 今、地域で発生している感染症について感染症予防に活用している。
- 17) 所内で供覧し、住民の問合せ等に利用。
- 18) 住民や医療機関からの問い合わせに回答する際の参考にしている。
- 19) 県内の情報について、わかりやすく再処理（グラフ化）してくれているので、管内の関係機関に還元している。(感染症発生動向調査)
- 20) 講習会で利用（市町村感染症担当者）。住民の相談に対して情報提供の資料として。
- 21) 本年度のようにノロウイルス感染症が多発したので、その情報として閲覧し、必要な情報があれば提供する。
- 22) 保健所のホームページに掲載。この情報を基に情報誌を作成し関係機関（市町村、医療機関、教育委員会等）に配布している。

- 23) 各種問い合わせがあった場合等、感染症情報センターのデータを活用している。
- 24) 各市町村衛生主管課、各市町村教育委員会（学校）等へ配布。
- 25) 市町に情報提供。住民の相談に活用。
- 26) 全国と県の感染症発生動向を把握している。必要に応じて関係機関へ情報提供を。
- 27) (本県の場合、情報センター機能は衛生研究所に設置されず、本庁に設置されている)  
感染症の流行状況などの詳しいデータを入手し、医師会、市町村及び定点医等に対して情報を提供し、地域の感染症予防対策に活用している。住民に対しては、各種講習会や学習会で情報を提供するなど衛生教育の資料として活用している。
- 28) 情報を加工して「子どもをまもる HOT メール」事業の情報源として活用している。
- 29) 管内各町への情報提供。
- 30) 管内市町教育委員会、医師会等への配布。
- 31) 調査・研究報告の閲覧。

[政令指定都市型]

(回答者：所長)

- 1) 保健所に拡大コピーして掲示し、来庁者、特に乳幼児健診の際、母親にみてもらっている。
- 2) 医療機関（管内の病院）に定期的に感染症情報を送付。

(回答者：所長以外)

- 3) 遊泳用プール施設の指導。
- 4) 保健所内で、麻疹、風疹等のウィルス感染症情報を活用している。
- 5) 感染症情報センターは衛研でなく当保健所内に設置しております。したがって上記の質問には答えようがありません。関西ではまだ保健所や本庁に感染症情報センターを置いている所がかなりあります。
- 6) 市ホームページとリンクさせ、市民への広報に利用。

[市区型（地研有）]

(回答者：所長)

- 1) 流行状況を把握し、住民などへの注意喚起や予防法の周知に利用している。

(回答者：所長以外)

- 2) 感染症発生時の発生状況等を学校等に情報提供。
- 3) 県下における感染症サーベイランス情報について、適宜対象施設（社会福祉施設等）への普及啓発時に利用。
- 4) 感染症業務における参考資料として活用している。
- 5) 平成16年3月末に、市内一部の保育施設において風しんが流行しているとの情報が医療機関よりもたらされた。大阪全域の感染症発生動向調査によると本市の発生が他地域と比較しても高い値であったので、この事を受けて風しん予防接種の啓発を行った。
- 6) 乳幼児検診や相談時に利用。当所ホームページ作成時に参考とする。
- 7) 感染症予防等に利用。
- 8) 本市感染症情報センターとして、ホームページを保健所でアップロード（毎週）しており、この情報を各関係機関に紹介し、必要な時は、関係機関に送付する。
- 9) 区内の各保健総合センター、医師会及び各関係機関へ配布し、感染症予防、啓発のために活用している。

## [市区型（地研無）]

（回答者：所長）

- 1) 市立保育所、教育委員会等に配布し、感染症集団発生防止に活用。
- 2) 医師会との協議資料。健康教育、予防接種、感染症対策のパンフ作成。
- 3) 必要に応じ、住民情報として出すチラシ等に内容を使わせてもらう。また講演する際などに。

（回答者：所長以外）

- 4) 感染症の情報。
- 5) 保健所独自（市のホームページではなく独自のもの）に情報を解釈して掲載している。
- 6) 医療機関・学校に情報提供、食品衛生等講習会に利用。
- 7) 知識として情報を得るために利用している。（現在、麻疹の調査が始まろうとしているので、その周辺情報として参考にしている）
- 8) 定点医療機関、教育委員会、医師会へ E メールによる情報提供を行うとともに、保健所内の総合保健センターにおいて母子保健事業、健康増進事業等に活用している。
- 9) 周辺地域における流行疾病及びその状況を見ている。又市民からの問い合わせに対して、情報提供として活用している。
- 10) 感染症週報に活用している。
- 11) 県内における感染症情報について利用する。
- 12) 希望する定点に速やかに転送している。
- 13) 学校では、インターネットを通じて、感染症情報を閲覧してもらう予定にしている。保育園では、局部的な感染症流行もあり、保健所としては、地域の感染症情報システムの構築が必要と考えており、広域的な感染症情報に、保育園毎の地域感染症情報を加えた情報提供を模索している。本県では、一般住民を対象とした月毎に注意する感染症情報を提供している。保健所としては、これに地域の情報を加え、的確な情報を提供する必要があると考える。昨夏の国のプール熱警報は、本市などでは無意味であった。長期的な感染症情報の解析と信頼できる情報の提供が求められている。
- 14) 資料作成の参考にしている。
- 15) 市内医療機関への情報提供。
- 16) 学校、市医師会、保育課、市衛生課（予防接種担当課）。
- 17) 保育所、学校等への啓発の元資料として活用している。
- 18) 医師に送る市の週報へ情報を取り入れている。
- 19) 医師会へ配布。
- 20) 県内の起因菌等の検出状況の把握。アウトブレイク傾向の事前予想。
- 21) 市民へ回覧などの原稿として。
- 22) 発生状況により関連するところ（学校や施設等）へ注意喚起等を行なう。感染症動向調査（週報）を保健所内の各部所で回覧している。
- 23) 本区ホームページのリンク先として活用。感染症情報（インフルエンザ等）の収集。発生動向の確認。
- 24) 教育委員会、保育園主管課へ配布。ノロウイルスの発生動向の確認。
- 25) 所内事業に活用しています。
- 26) 日常業務に活用（病原体検出状況 etc）。
- 27) 検査担当者等への情報提供。
- 28) 「区感染症発生動向調査週報」に添付。保健所内情報提供、講習会等に活用。
- 29) 毎週、国・都・区の感染症発生動向を医師会、定点医療機関、学校、保育園、福祉施設等、又、必要に応じて区民にホームページで情報提供している。

表13-1 公衆衛生情報の入手先としての地研に望むこと（複数回答可）

回答：108カ所

希望項目	保健所区分				合計
	県型	政令指定都市型	市区型 (地研有)	市区型 (地研無)	
1. 地研のホームページに掲載されている公衆衛生情報の充実	30	8	11	38	87
2. インターネットを介した衛生 研究所作成メールマガジンによる情報提供	10	2	3	15	30
3. 感染症や理化学関連のメーリングリストのシステム構築	12	5	5	20	42
4. 学術文献、専門図書等を充実し、閲覧、コピー、ファックスでの情報提供	30	6	7	32	75
5. 直接相談（電話等も含む）による、地研職員からの情報入手	29	7	7	40	83
6. その他	1	0	0	2	3
7. 特に望むことはない。	0	0	0	0	0

6. その他欄、記載事項

[県型]①研修機能の充実

[市区型（地研無）]①必ず文献を提示し、そのアブストラクトは示してほしい。②関連情報へのリンクを載せる。

表13-2 公衆衛生情報の入手先としての地研に望む項目の組合せとその保健所の数

希望項目	希望項目の組合せ（○印：選択）													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
1. 地研ホームページの公衆衛生情報の充実	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		
2. 地研作成メールマガジンによる情報提供		○		○		○								
3. 感染症、理化学関連のメーリングリストのシステム構築		○	○			○	○		○			○	○	
4. 学術文献、専門図書等の充実（閲覧、コピー、ファックスによる情報提供）	○	○	○	○	○	○	○					○		
5. 直接相談・電話等による地研職員からの情報入手	○	○	○	○					○	○		○		○
6. その他														○
保健所区分	組合せに対する保健所の数													
県型	10	5	2	0	2	2	1	1	2	2	4	0	0	3
政令指定都市型	1	1	2	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	1
市区型（地研有）	1	0	1	1	2	1	0	2	1	1	0	1	0	1
市区型（地研無）	12	9	4	2	1	0	0	3	1	2	2	1	2	2
合計	24	15	9	3	5	4	2	8	4	5	6	2	2	7

組合せに対する保健所の合計数が1の組合せは除いた。

## [人事交流]

表 1 4 -1 保健所と地研間の専門職職員の人事交流の必要性について

回答：1 0 9カ所

保健所区分 人事交流の必要性	保健所区分				合計
	県型	政令指定都市型	市区型（地研有）	市区型（地研無）	
1. 定期的な人事交流が必要	14	4	6	4	28
2. 必要時、人事交流が行えればよい。	22	5	7	26	60
3. 人事交流の必要性はない。	2	0	0	3	5
4. その他	2	1	1	13	17

複数選択：1

表 1 4-2 保健所と地研間の人事交流に対する理由、意見

## 1. 定期的な人事交流が必要

## [県型]

(回答者：所長)

- 1) それぞれの立場を理解して業務を行うことが必要であるから。
- 2) 知識と技術の研鑽のため。

(回答者：所長以外)

- 3) 人材の活性化、育成
- 4) 保健所の技術の向上と、より円滑な連携を期待するため。
- 5) ①人事交流により、保健所職員の試験検査に関する知識の向上が期待できる。②人事交流により、保健所、衛生研究所の専門職員がより高度な技術の習得が期待できる。
- 6) 連携は必要不可欠であるが、互いの業務を知らなければ効果的な連携が行えない。
- 7) 県民や行政のニーズを業務に的確に反映するためには、定期的な人事交流は必要であるが、研究所の業務はより専門性と熟練性を必要とするので、短いサイクルでの交流には問題がある。
- 8) 専門的知識及び研究の進め方等の修得が必要であり、衛研職員には現場の状況や内容を知っておく必要がある。

## [政令指定都市型]

(回答者：所長)

- 1) 相互補完する関係にあるため交流が必要。

(回答者：所長以外)

- 2) 幅広い専門職職員を養成するため。人事異動の滞りをなくす。昇格を円滑にする。
- 3) 定期的な人事交流を行うことにより、所属及び個人の業務に対する視野が広がるとともに、人材育成となるため。その他：前記理由のとおり考えられる一方、研究所として研究職を育成するためには、市のこれまでの人事交流で育っている人は非常に少なくジレンマがある。事務職と技術職、また技術職同志でも多勢に無勢で、衛生研究所の意見が反映されていない気質が問題。

## [市区型（地研有）]

(回答者：所長)

- 1) 区の検査体制・内容のレベルアップを図る必要があるため。

(回答者：所長以外)

- 2) 行政と試験検査における業務の相互理解ができる。
- 3) 業務の相互理解を深め、より一層の協力体制を構築するため。

## [市区型（地研無）]

(回答者：所長以外)

- 1) 技術・知識などの交流により保健所検査のレベルアップが図られる。必ずしも定期的でなくてもよいが、慣例化しておいた方がスムーズに導入できると思われる。
- 2) 検査技術の相互交流による精度管理が可能となる。
- 3) 区で採用されると衛研との異動は非常に難しい。スキルアップにつながる交流があると良い。

2. 必要時、人事交流が行えればよい。

[県型]

(回答者：所長)

- 1) 行政需要が複雑・高度化している今日、基本的にはそれぞれの組織で専門家を養成することが必要であるが、個々の能力を生かし、組織の活性化を図るためには、必要に応じて、行政系、研究系、技術者の人事交流の道を作っておくことは重要である。
- 2) 専門的知識や技術は、蓄積されてこそ生きてくる。
- 3) 知識、技術の共有の面からある程度の交流は必要である。

(回答者：所長以外)

- 4) 衛生研究所は自治体を代表する研究機関であり、職員には特に高度な知識や技術が必要であることから、頻繁に人事交流が行われた場合、専門職の育成が困難と考える。
- 5) 専門職員であればこそ、より専門的立場での要請が出てくるため、必要時「ここは～の専門がいる」という状況をきちんと作りあげることの方が大切と考える。
- 6) 原則的には人事交流は必要ないが、退職等に伴う人員の配置には、専門職職員の配置が必要である。
- 7) 専門性が高いので短期間で人事交流しても効果があがらないと思われる。よって必要な時に行えばよい。保健所と衛生研究所間での情報交換を密にすることで人事交流に代わる業務上の連携が図れると思われる。
- 8) 「専門職員」の育成にはある程度の年数が必要であり、定期的な人事交流に馴染まない。必要時のみでよい。
- 9) 技術提供や感染症等の講師を依頼。
- 10) 人材については、適材適所である。必要時、人事交流を行えばよい。
- 11) 現場の感覚を持って試験検査を行うこと、又その逆も大切と思われる。
- 12) 衛生研究所は専門的かつ高度な技術を要するところであり、頻繁な人事交流を行えば、衛生研究所におけるスーパーバイザーの人材育成に支障をきたす恐れもあるため。
- 13) 衛生研究所は、より専門的な人材を配置する必要があるため、定期的な人事交流を行っている場合、専門性が低くなる可能性がある。
- 14) 衛生研究所は専門的な知識・検査技術の習得が必要であり、定期的な人事の交流にはなじまない。しかし、全く人事交流がないのも、組織の硬直化を招くので、適当な人事交流が必要。
- 15) 技術水準の維持を前提とした人材育成が必要。
- 16) 専門性をさらに高めるために、しない方が良い。
- 17) 衛生研究所の業務は、より専門的な分野であり、研究には相当の年月が必要である。よって必要最小限の人事交流にとどめるべきである。(本県は離島を抱えており、難しい面もあると思うが?)

[政令指定都市型]

(回答者：所長以外)

- 1) 経験、知識、技術の専門性の向上が第一。その上で、効果的な人事交流が望ましいと考えます。
- 2) 保健所はフィールドで、衛研はラボでの活動が中心なので、検査の目的、項目、数量、迅速性などについての考え方や、望ましい形態についての意識のずれがあり、スムーズに事が進まないこともある。適宜人事交流を実施すればお互いの立場がよくわかり、より効率的な動きになると思われる。

〔市区型（地研有）〕

（回答者：所長以外）

- 1) 連携が密となる。
- 2) 人事交流は必要であるが、技術の向上には時間がかかるため。
- 3) 陣容が限られている中で、定期的な人事交流が望ましいが、現実的には困難である。

〔市区型（地研無）〕

（回答者：所長以外）

- 1) 新しい技術の習得、技術の研鑽。
- 2) いろいろな研究、検査などを経験することにより、保健所業務に生かすことができる。
- 3) 県と市の関係で難しいところもあるが、専門職の交流は必要である。
- 4) これまで人事交流の実績はないが、人事交流のメリットは大きいものがあり、今後必要性は生じると考える。
- 5) 継続する大規模な食中毒発生の場合など、専門性のある調査が必要であると認めた場合、依頼に基づき共同調査の参加をお願いしたいと思います。
- 6) 目標・目的を明確にした派遣交流による調査研究支援事業の展開。
- 7) 定期的な人事交流が理想だが、現況で都にそれを望むにはマンパワーが不足。

3. 人事交流の必要性はない。

〔県型〕

（回答者：所長以外）

- 1) 現状では必要ない。
- 2) 衛研については専門性が問われるため、あまり異動の必要性はないと思います（希望者以外）。

〔市区型（地研無）〕

（回答者：所長以外）

- 1) 機能分担しているから。
- 2) 「中核と県の衛生研究所間での人事交流の必要性」という前提でお答えします。人事交流よりも研修の機会を多くしてほしい。

4. その他

〔県型〕

（回答者：所長以外）

- 1) 定期的に各部門別職員の受入体制の確立（保健所職員に対して）
- 2) 交流は行われていない。保健所の臨床検査技師・化学職各 1 名が 2 年交代で派遣されている。

〔市区型（地研有）〕

（回答者：所長以外）

- 1) 市の人事の中で行われている（現状）。

[市区型（地研無）]

（回答者：所長以外）

- 1) 交流があった方が良いと思うが、異なる自治体間なので今後の検討が必要。
  - 2) 他公共団体同士であるため、組織的に難しいかもしれないが、可能であるならば、中核市との人事交流を要望する。
  - 3) 本市（中核市）としては、衛生研究所を設置していなく、衛生研究所は県の組織であり、人事交流は非該当である。ただし、中核市保健所試験検査体制などを考慮すると、衛生研究所で長期研修を行うことにより、自施設の検査法や検査体制にとらわれない新たな発想、視野の拡大に資することができると思われる。
  - 4) 当市に衛生研究所は無く、対象とする衛生研究所は他自治体の施設であり、人事交流は困難と考える。  
しかし、保健所としても高度な専門的知識・技術レベルは時として必要であり、特に技術・情報の取得面から、また地方衛生研究所の4本柱の一つである「研修指導」の点から、研修として衛生研究所への受入れの他、衛生研究所研究員の派遣による研修があればと考える。
  - 5) 行政改革等で人員も少なくなっており、府県と政令市間での人事交流は難しい。
  - 6) 現時点では、研修会などの技術交流が良い。
  - 7) 当保健所は中核市保健所であり、衛生研究所は県の施設という状況のため、人事交流は容易ではない。
  - 8) 本市は衛生研究所を持っていない。政令指定都市の衛生研究所との連携
  - 9) 属する自治体が異なるので交流は考え難い。
  - 10) 区保健所の試験検査担当と食品・環境監視員の人事交流が必要であると考え。しかし、都の衛生研究所との人事交流は無理である。
  - 11) 保健所と検査センターとは、必要に応じて人事交流を図っている。
  - 12) 都、区の人事交流になります。
  - 13) 現状は任用や仕事の中身が違うので難しい。しかしながら希望者がいるならば人事交流を考えてもよいのではないかと思います。
-

[保健所と地研の連携]

表15-1. 当該保健所と地研との間の定期的な連絡会の有無とその頻度

回答：109カ所

保健所区分 有無及び頻度	県型	政令指定 都市型	市区型 (地研有)	市区型 (地研無)	合計
有	10	5	8	5	28
頻度(年) (回答保健所数)	無回答(1)	1(1)	1(2)	1(1)	
	1回(6)	3(1)	2(2)	2(1)	
	2回(1)	12(2)	4(3)	3(1)	
	3回(1)	36(1)	21(1)	4(1)	
	6回(1)			数回(1)	
無	31	4	6	40	81

表15-2. 当該保健所主催の会議に地研がメンバーになったことの有無

回答：109カ所

保健所区分 有無	県型	政令指定都 市型	市区型 (地研有)	市区型 (地研無)	合計
有	12	7	7	11	37
無	29	2	7	34	72

表15-3. 地研主催の会議に当該保健所がメンバーになったことの有無

回答：109カ所

保健所区分 有無	県型	政令指定 都市型	市区型 (地研有)	市区型 (地研無)	合計
有	12	1	5	11	29
無	29	8	9	34	80

## [県型]

(回答者：所長)

- 1) パンを原因とする食中毒事件：製造従事者の便と、患者便から検出されたノロウィルスの遺伝子解析をし、塩基配列の一致から、特定業者の食中毒事件として断定することができた。
- 2) 配食サービス弁当が原因となった 0157 による集団食中毒事例：2003年5月に当所管内で発生した本事例は当初 0157 の散発事例が発端であったが、当所での疫学調査及び細菌調査に加え、衛生公害研究所での PFGE 法による遺伝子解析の結果 (DNA パターンの一致) が疫学調査に非常に役立った。
- 3) 屋内プールにおけるプール水および空気中のトリハロメタンに関する基礎調査：衛生研究所との共同研究事業として、平成15年度実施し、屋内プール水中には消毒剤生成物としてトリハロメタンが水道水の数倍の濃度で存在し、また、その施設内空気中にもトリハロメタンが高濃度で蓄積している可能性があることが判明した。
- 4) 秋～冬季における集団食中毒でのウイルス検査：保健所では微生物検査を実施し、その検体を衛生研究所に送付、ウイルス検査を実施し原因 (ウイルス) を解明できた。

(回答者：所長以外)

- 5) 食品検査体制：食品衛生検査施設等 (衛生研究所) における G L P 体制の確立および実施が円滑になされている。
- 6) 感染症・食中毒事件の発生時：細菌 (ウイルス含む) 検査関係部間の対応が迅速・確実で非常によい連携が取れている。
- 7) 食中毒、感染症発生時の連携：平成15年度まで保健所内に検査チームが設置された時とほぼ同等の連携がとれていると思う。  
試験検査事故対応委員会：事故発生時の原因究明・再発防止等について、委員 (5名) のうち1名が保健所 (当所) からの、いわゆる外部委員としての立場で参加している。
- 8) 食品中農薬の分析：衛生研究所で分析法の一括研修を行った後、各保健所で分析を一斉に行うことができた。
- 9) 検査業務の分担：保健所の検査課では主に推定試験及び確定試験を行っているが、衛生研究所ではその後の最終確認を実施している。
- 10) 散発的に発生した腸管出血性大腸菌 0157 の原因施設の究明：7月末～8月初旬にかけて、管内で散発的に発生した 0157 患者の喫食状況を調査したところ、同時期にある飲食店を利用することが判明した。しかし、時間がかなり経過していたことで原因施設であると判断することが困難であったが、衛生研究所で患者由来菌株の遺伝子解析を依頼した結果、同一由来株であることが判明したことから、原因施設であると断定した経緯がある。
- 11) 鶏肉におけるバンコマイシン耐性腸球菌の汚染実態調査：平成13～平成16年にかけて、衛生研究所の協力のもとに汚染実態調査を行い、有意義な検査データが得られた。調査結果をとりまとめ、衛生監視員協議会の全国大会に発表することができた。
- 12) 大規模食中毒事件の事後措置：大規模食中毒事件の発生要因について、病因菌の汚染要因、菌の残存要因、増殖要因の再現調査を行い、再発防止指導に効果をあげている。
- 13) 感染症発生動向調査の還元情報の報告フォーマットについて：グラフ化の方法等について検討を行い

改善されている（県レベル）。

- 14) 日本紅斑熱及びツツガムシ病：リーフレット添付
- 15) 0-157 食中毒事件：感染症の散発事例として短期間に別の医療機関から 3 例（3 人）の 0-157 の届出があった。共通するのは飲食店の生レバーであったが、喫食日が異なる、他に患者がいない等、食中毒と断定する根拠が乏しかったが、保健所による検査で、同一食品喫食者（健常者）の便から 0-157 を検出したこと、衛生研究所による検査で、3 例の菌がパルスフィールドゲル電気泳動法により同一菌と判断され、原因施設の特定に至った。
- 16) 市販抗 O 血清に凝集しない腸管出血性大腸菌を検出した事例：過去に腸管出血性大腸菌検査時に、PCR 法にてベロ毒素を検出した菌株について、抗 O 血清に凝集にあたったところ、該当する血清型がなく、衛生研究所へ血清型別を依頼したところ、0-165 型であった。
- 17) 食中毒事件の際のウィルス検査
- 18) 食中毒事例、感染症事例
- 19) 片口いわしの酸化防止剤（ジブテルヒドロキシトルエン）の確認：当所で上記の検体より、標準の BHT との 0.1 分の差のピークが検出され、即、衛生研究所で三次元で確認し、翌日には結果が判明し BHT ではなかった。
- 20) 血清型判定が不能であった腸管出血性大腸菌感染症の集団発生について：当所に、血清型判定が不能であった大量の感染症の検体が搬入され、緊急に地衛研と連携し、血清型の判定及びベロ毒素検査を行なう必要が生じ、当所の検査技師が技術指導を受けながら地衛研の分析機器を使用し、迅速な検査を実施して感染症の拡大防止を図った。
- 21) 食中毒や感染症発生時の連携は常に取れている。
- 22) ノロウイルス集団感染：管内の老人福祉施設において、嘔吐、下痢の有症者が多発。原因はノロウイルスによるものと判明したが、同時期に併設の保育園でも同様の症状を呈する園児が多発した。老人から園児への感染が疑われたが、衛研によりウイルスの塩基配列の型の異なることが判明し、感染ルートが別であることがわかった。

#### [政令指定都市型]

（回答者：所長）

- 1) ノロウイルス：某病院より下痢症入院患者のウイルス同定依頼があり、その結果が衛研より保健所にも直ちに提供され、保健所として院内感染防止対策のため病院に助言指導した。
- 2) 成人基本健康調査の有効性の検証と判定基準の作成：保健所において電算化されていた 1995 年からの成人基本検診の結果データを衛生研究所に分析を依頼。検診継続受診者と中断者を比較し、保健所における検診及び評価検診の有効性について検証を行った。また衛研側は検査結果を基に判定した結果と保健所の医師が総合判定した結果を比較分析し、判定基準のモデルを作成した。

（回答者：所長以外）

- 3) 食中毒・感染症事例検討会
- 4) 感染症・食中毒事件対応担当課会議：本会議に研究所の検査担当課に参加してもらうことにより、試験検査の対応等を含めた会議を進めることができ、事件に対してより迅速な対応が取れる。
- 5) 当保健所と衛研に 1 名ずつ両所の兼務がかかっている。（1 名は保健所が主、衛研が兼務。もう 1 名は

衛研が主、保健所が兼務) 平常時からサーベイランス情報の共有や解析のため、毎週顔を合わせている。保健所で感染症(食中毒を含む)に関する情報が入ればすぐに衛研に連絡をしているし、衛研からの情報も適宜入れてもらっている。連携はかなり密にとれている。

- 6) 各種の検体検査: SARS、フィブリノゲン、ノロウイルスや不審物など緊急を要する検査を休日・時間外においても迅速に収集・検査を行うことができた。
- 7) レジオネラ症患者の発生時の対応について: レジオネラ症患者の発生の報告を受け、ただちに浴場施設に立ち入り採水した検体を衛生研究所において迅速に検査することができた。

#### [市区型(地研有)]

(回答者: 所長)

- 1) 食中毒の際のノロウイルス検査: ノロウイルスの検査は道立衛生研究所にお願いしております。
- 2) 区の衛試とは日常的に連携(感染症の検査)しているが、特に困ったことはない。衛生研究所とは、検査を委託している関係だが、特に困ったことはない。ある施設の事例でのシーケンスについても、できればもう少し早く結果が出ると良かったが、大きな問題にはならなかった。

(回答者: 所長以外)

- 3) セラチアによる院内感染事例: 平成12年6月20日、市内M病院から院内感染疑い事例発生の報告を受け、直ちに調査を開始した。50日間に及ぶ積極的疫学調査の結果、血液培養陽性3例の院内集団感染の認定と、呼吸器系のセラチア院内感染の可能性があったとの結論に達した。
- 4) ルーチンの中では連携がとれている。
- 5) シックハウスへの対応: シックハウス対策のため共同で事態調査を行ったり、学校やその他の施設への指導・助言を検査受託とともに連携して行っている。

苦情検査への迅速な対応: 生活衛生課と衛生試験所が同一建物内にあり、食品や水等に関する苦情について、必要な検査内容の把握や互いの情報交換を柔軟・迅速に行っている。

#### [市区型(地研無)]

(回答者: 所長以外)

- 1) 食中毒検査(検便): 原因物質としてウイルスの可能性がある食中毒様事例において、保健所に搬入された検体で細菌検査を実施し、当日の夜間に同一検体を県衛研に送付してウイルス検査を依頼したところ、翌日ウイルスが検出された旨の連絡があり、迅速な行政対応が可能となった。
- 2) ①家庭用品安全対策主幹部局連絡会議: 各自治体が行った家庭用品検査の検査結果(違反事例等)の報告、衛生研究所の研究者から全国衛生化学技術協議会の内容の報告など、自治体、職種の枠を超えた会議で、報告に至るまでの検査過程においても、技術、情報等のやり取りを衛生研究所と行いながら進めた。  
②ノロウイルスの検査における連携: 同一の食中毒事例で、ノロウイルスの検査状況を教えていただく事で、当所の検査結果の判断、報告に役立った。”
- 3) 食中毒におけるノロウイルス検査: 広域食中毒発生時における、塩基配列の確認による同一病原物質の特定。
- 4) 結核菌のRFLPパターン分析: 全排菌結核患者からの菌を集めて、RFLPパターンライブラリをつくり、